

条例を定めることについて

原案可決

児童福祉法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正したものです。

改正の内容は、児童福祉法の引用条項を改めたものです。

川越市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

埼玉県から移譲される事務に係る手数料を徴収する等のため、本条例の一部を改正したものです。

改正の内容は、埼玉県から薬事法に基づく薬局の開設の許可等の事務が本市に移譲されたため、薬局開設許可申請手数料等及びその金額について定めたものです。併せて、本市で徴収している薬事法に基づく医薬品販売業許可申請手数料等について、その金額を改定したものです。

川越市結核検査協議会条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

結核予防法及び結核予防法施行令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正したものです。

改正の内容は、本市の「結核の診査に関する協議会」の名称を「川越市結核診査協議会」と定め、委員の定数及び任期、委員長の選出方法及びその職務について定めたものです。併せて、本条例の一部改正に伴う条名の

整理をしたものです。

川越市保健所条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

水質基準に関する省令の規定により、有機物に関する水質試験の試験項目が変更されたことに伴い、本条例の一部を改正したものです。

改正の内容は、一般飲料水試験のうちの理化学的試験に係る試験手数料を、四千円から六千二百円に改定したものです。

川越市浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

従来の破産法が廃止され、新たな破産法が制定されたことに伴い、本条例の一部を改正したものです。

改正の内容は、これまでの破産法では、破産の宣告により破産手続を開始していましたが、新しい破産法では、破産手続開始の決定によることとなったため、規定の整備をしたものです。

川越市文化財保護条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

文化財保護法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正したものです。

改正の内容は、文化財の定義の民俗文化財の中に民俗技術を追加し、併せて、新たな文化財の定義として文化的景観を規定したものです。

川越市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例を定めることについて

原案可決

文化財保護法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正したものです。

改正の内容は、文化財保護法の引用条項を改めたものです。

川越市議会委員会条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越市行政組織条例の一部を改正する条例の施行に伴い、本条例の一部を改正したものです。

改正の内容は、総務常任委員会の所管から国体事務局に係る規定を削除したものです。

包括外部監査契約を締結

原案可決

当該契約の締結に当たり、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならぬとされていることから、包括外部監査契約に係る契約の目的、契約の始期、契約の金額及び相手方を定めることについて、議会の議決を求めた

ものです。なお、契約の始期、金額及び相手方は次のとおりです。一、契約の始期

平成十七年四月一日

- 二、契約の金額  
一千七百万円を上限とする

- 三、契約の相手方

川越市大字今福  
二千七百二十九番地一  
佐野 勝 正  
(公認会計士)

議員提案の意見書一件を可決

今定例会第一日(二月二十八日)に、議員提案による意見書一件を原案可決し、関係機関に送付しました。

自動車の「川越」ナンバー創設の実現に関する意見書

原案可決

政府は、地域振興や観光振興等の観点から運輸支局や自動車検査登録事務所の新設の有無にかかわらず、地域名を表示できるいわゆる「ご当地ナンバー」を認めることとした。

本市は、地域名として「川越」の自動車ナンバープレートの創設に向け、埼玉県川越都市圏まちづくり協議会を構成する、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、川島町、毛呂山町及び越生町とともに、積極的に取り組んできた。

「川越」ナンバーの創設は、これまで広域行政を推進してきた当該地域の一体性をさらに高め、表示された「川越」の地域名を全国にアピールし、観光客など

の誘致により賑わいが創出され、地域の活性化を図る絶好の機会である。

政府においては、厳しい財政状況の中ではあるが、「川越」ナンバーの創設を実現するよう強く要望する。なお、このたびのナンバーの創設にあたっては、自動車検査登録事務所の管轄がまたがる場合も地域名表示が可能となるようあわせて要望する。との内容で、川越市議会名をもつて、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣あて提出するよう提出者小林 薫議員、賛成者山口 肇議員ほか八名の議員より提出されました。



議事あらまし

- ▼ 第一日(二月二十八日) 会期を二十五日間と決定。次に議席の一部変更を実施した後、継続審査となっていた案件について、各委員長より報告が行われ、審議の結果、請願二件のうち一件をさらに継続審査、一件は請願者からの取下げ願を了承することに決定。また、平成十五年度決算十三件及び地域振興ふれあい拠点施設建設にかかわる諸問題については、さらに継続審査と決定。続いて、報告事項五件の報告を受けた後、提出案四十一件について提案理由の説明を実施。引き続き議員提案による意見書一件を原案可決。
- ▼ 第二日(三月一日) 本会議休会。
- ▼ 第三日(三月二日) 提出案に対する質疑を実施。
- ▼ 第四日(三月三日) 提出案

# 平成17年度当初予算

## 一般会計・特別会計（12会計）の総額は 1,693億8,265万円余に

今定例会には、平成17年度一般会計予算など当初予算13件が提案され、それぞれ原案どおり可決されました。

今年度の当初予算は昨年度と比べ、一般会計で10.1%（97億8千万円）の減、特別会計12会計の合計で5.7%（44億3,682万1千円）の増、全体の予算では3.1%（53億4,317万9千円）の減となっています。

平成17年度一般会計予算の総額は873億2千万円、特別会計12会計の予算額は合計で820億6,265万9千円で、各会計別の予算額は次の表のとおりです。

（表1）平成17年度会計別予算額

（印は減）

会計別	平成17年度当初	平成16年度当初	増減額	増減率	
	千円	千円	千円	%	
一般会計(イ)	87,320,000	97,100,000	9,780,000	10.1	
特別会計	国民健康保険	26,406,800	25,192,000	1,214,800	4.8
	老人保健医療	20,460,379	19,464,067	996,312	5.1
	休日急患・小児夜間	63,310	55,600	7,710	13.9
	介護保険	10,029,600	9,046,400	983,200	10.9
	母子寡婦福祉資金貸付	96,450	52,800	43,650	82.7
	競輪	3,069,000	3,396,300	327,300	9.6
	公共地下駐車場	240,700	276,200	35,500	12.9
	交通災害共済	68,500	69,100	600	0.9
	農業集落排水	188,900	628,200	439,300	69.9
	西口土地区画整理	372,600	873,800	501,200	57.4
	水道	9,907,370	9,567,113	340,257	3.6
	公共下水道	11,159,050	9,004,258	2,154,792	23.9
特別会計・小計(ロ)	82,062,659	77,625,838	4,436,821	5.7	
総計(イ)+(ロ)	169,382,659	174,725,838	5,343,179	3.1	

- ▼ に対する質疑を実施した後、議案六件については委員会付託を省略し、原案可決。次に追加提出された議員提案による付帯決議一件を原案可決。
- ▼ 第五日（三月四日）提出案に対する質疑を実施した後、関係委員会にその審査を付託。
- ▼ 第六日（三月五日）及び第七日（三月六日）本会議休会。
- ▼ 第八日（三月七日）提出案に対する質疑を実施した後、関係委員会にその審査を付託。
- ▼ 第九日（三月八日）本会議休会。議会運営委員会開催。
- ▼ 第十日（三月九日）通告順により一般質問を実施。
- ▼ 第十一日（三月十日）通告順により一般質問を実施。
- ▼ 第十二日（三月十一日）通告順により一般質問を実施。
- ▼ 第十三日（三月十二日）及び第十四日（三月十三日）本会議休会。
- ▼ 第十五日（三月十四日）通告順により一般質問を実施。
- ▼ 第十六日（三月十五日）本会議休会。
- ▼ 第十七日（三月十六日）通告順により一般質問を実施。
- ▼ 第十八日（三月十七日）通告順により一般質問を実施。
- ▼ 第十九日（三月十八日）本会議休会。四常任委員会開催。
- ▼ 第二十日（三月十九日）から第二十二日（三月二十一日）まで本会議休会。
- ▼ 第二十三日（三月二十二日）